

双海中学校いじめ防止基本方針

伊予市立双海中学校

(令和8年4月改訂)

1 学校のいじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

そのため、いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという認識を持ち、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないように、学校、家庭、地域住民、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して、いじめ防止の対策を行わなければならない。

そこで、双海中学校では、次のことを基本として、いじめ防止等の対策に当たる。

- (1) 生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、いじめの防止に努める。
- (2) すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、また、いじめがいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒の理解を深める。
- (3) いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、組織的にいじめ問題に対応する。

2 双海中学校いじめ防止等対策委員会

<校内>		<学校関係者>	<関係機関・外部専門家>
校長 教頭 教務主任 生徒指導主事 養護教諭 人権・同和教育主任 学級担任 関係教職員		スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー 不登校等対策非常勤講師 伊予市教育相談員 PTA 伊予市特別支援教育巡回相談員 地域学校協働活動推進員	伊予市教育委員会 伊予市こども家庭センター 伊予市子育て支援センター 伊予警察署 児童相談所 法務局 医療機関主任児童委員

【いじめ防止等対策委員会の役割】

- (1) 「学校基本方針」について、生徒・保護者・地域へ情報を発信する。
- (2) 学校基本方針に基づく学校の取組状況を確認する。
- (3) 具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を検討する。
- (4) 学校生活アンケートやジブンミカタプログラム、学校評価アンケートを分析し、改善を図る。
- (5) いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集・記録・集約・共有化を図り、いじめであるかどうかの判断を行う。
- (6) 発見されたいじめ事案への対応として、情報の迅速な共有、関係者からの事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等を行う。
- (7) 重大事案へは国が示したフローチャートに従い、学校の設置者の指示に従う。

3 年間計画

月	いじめ防止に関する取組	教職員研修 各種委員会等	学校行事 生徒会行事
4	○全校集会での啓発 ○保護者への啓発 ○ホームページでの発信 ○学校生活を明るくするアンケート・ジブンミカタプログラム(毎月末)	○いじめ防止対策委員会 基本方針の共通理解 ○生徒情報交換会 (毎月1回) ○学校運営協議会	○始業式・入学式 ○対面式 ○参観日・PTA総会 ○修学旅行
5		○PTA役員会	○家庭訪問 ○ふれあいウォーク ○地区総体
6	○心の健康に関するアンケート ○教育相談	○学校保健委員会	○心の健康教室 ○救命救急講習 ○集団宿泊研修
7	○学校評価アンケート ○人権・同和教育講演会 ○人権作文・人権標語	○双海中学校区児童生徒を守り育てる協議会 ○PTA役員会 ○保護者懇談会	○クリーン運動 ○職場体験学習 ○保護者懇談会 ○生徒総会 ○伊予市いじめ STOP 会議
8		○市内教職員研修会	○PTA奉仕活動
9	○人権啓発学習 ○人権劇創作活動	○PTA役員会 ○学校運営協議会	○生徒会役員選挙 ○地区新人大会
10	○人権啓発学習 ○人権劇創作活動 ○人権に関する発表・人権劇		○体育祭 ○双海中フェスタ
11	○教育相談		○思春期教室 ○いじめ STOP! デイ Plus
12	○学校評価アンケート	○保護者懇談会	○生徒総会
1	○教育相談	○いじめ防止に関する研修 ○学校運営協議会 ○保護者懇談会	
2		○PTA役員会	○新入生説明会 ○少年の日集会
3	○今年度の反省と改善点	○いじめ防止対策委員会	○卒業証書授与式

4 いじめの未然防止への取組

人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開し、「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめを許さない」という態度を一人一人の生徒に徹底させるとともに、教職員自らそのことを自覚し、保護者や地域に伝えていく必要がある。

(1) 授業改善に関わる取組

- ア すべての教育活動を通じた道德教育の充実及び体験活動の充実を図る。
- イ わかる授業、規律・支持的風土のある授業づくりを推進する。
- ウ 生徒が主体的に参加・活躍できる学習活動の工夫を行う。
- エ 集団での練り合いや深め合いを追究する問題解決的な学習を取り入れる。
- オ 生徒指導の観点からの公開授業を実施する。
(チャイムで着席、正しい姿勢、発表の仕方・聞き方の指導、個別支援等)
- カ 特別支援教育の観点からの生徒理解・生徒支援を行う。
(教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動はないか)

(2) 生徒の人間関係、集団づくり、社会性育成を目的とした取組

- ア あゆみや定期的な教育相談を通じた信頼関係づくりに努める。
- イ 学級活動や部活動での居場所づくり、絆づくりに努める。
- ウ 生徒会活動や学校行事等を通して一人一人が活躍できる集団づくりに努める。
- エ 一人一役による集団の一員としての自覚や態度、自信を育成する。
- オ がんばったことを褒めたり、「ありがとう」と声を掛けたりすることにより、
「認められている、必要とされている」という自己有用感を高める。

(3) いじめを無くすための生徒会の取組

- いじめを許さない雰囲気やいじめを抑止する「仲裁者」が現れる集団を作り、互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出せるようにする。
- ア 「伊予市いじめ STOP 愛顔の子ども会議」に提案できるように話し合う。
- イ 人権標語や人権ポスター、人権作文を作成し、人権意識を高める。
- ウ 人権劇を通して、生徒自らがいじめについて学び考え、防止する土壌を作る。

(4) 保護者や地域に対する啓発の取組

- ア 学校基本方針等について地域や保護者へ説明する機会を持つ。
- イ ホームページや学校通信等を通して家庭への協力を図る。
- ウ 「双海中校区児童生徒を守り育てる協議会」でいじめ問題について協議する。

(5) SNSなどを通じて行われるいじめに対する取組

- ア 携帯電話・スマートフォン・SNS・インターネットに関する正しい知識が持てるよう、講演会や日々の授業を通じて「情報モラル教育」を充実させる。
- イ アンケート等を通じて、生徒の情報機器の利用に関する実態把握に努めるとともに、家庭での使用上の注意・約束事の見直し、確認を行う。
- ウ 新入生説明会や PTA 役員会を通じて、保護者にも学びの場を提供する。

5 早期発見

(1) 少しの違和感や危険信号を見逃さない。

- ア 普段から、教職員が生徒に接する態度や関わり方を見直す。
- イ 遊びや悪ふざけのように見えるものや気になる行為に疑いを持って関わる。
- ウ あゆみ、保健室の様子、保護者との連携によって情報を収集する。
- エ 保護者からの悩みや相談を受け入れられる体制をつくる。
- オ 定期的な学校生活アンケートなどに関するアンケートや教育相談を実施する。
- カ スクールカウンセラーの利用や24時間いじめ相談ダイヤルの周知を図る。
- キ いじめを訴えやすい雰囲気をつくる。

(2) 気がついた情報を確実に共有する。

いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように、をメモし共有する。

(3) 情報に基づき速やかに対応する。

得られた目撃情報を毎日集約し、必要に応じて関係者で対応を協議する。

6 いじめに対する措置(重大事態を含む)

いじめが生じた場合には、いじめられている生徒には非はないという認識に立ち、組織的対応によって問題の解決を図る。心の傷の回復に向けた本人への働きかけを行うと同時に、学校全体として社会性を育む取組につなげていく。

(1) 組織対応の基本的な考え方

- ア 職員会や生徒指導部会、いじめ防止対策委員会等でいじめ対策に同一步調で取り組む。
- イ 各学級や部活動等で起きていることを、情報交換会で共有化して学校全体で取り組む。
- ウ 問題解決までの過程を明確にして、安易に解決したと判断しないようにする。

(2) いじめ防止対策委員会(推進法 22 条に基づく)を設置して対応

いじめと思われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。生徒・保護者からの相談や訴えは真摯に傾聴する。ささいな兆候でもいじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持つ。いじめられている生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

- ア いじめとして対応すべき事案かどうかについて、委員会として判断する。
- イ 判断材料が不足している場合は、組織的に事実関係の把握を行う。
- ウ いじめであると判断されたら、被害生徒のケア、加害生徒の指導、問題解消まで、「組織」が責任を持って対応する。
- エ 加害生徒に対して必要な指導を行っているにもかかわらず十分な効果が得られない場合、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合、教育委員会と連絡を取り、所轄警察署と相談して対応する。
- オ 生徒の生命、身体、財産に重大な被害が生じる恐れがあり、「重大な事態」として判断された場合、直ちに教育委員会へ連絡、所轄警察署に通報し、教育委員会からの指示に従って適切に対応する。

(3) いじめられた生徒またはその保護者への支援

- ア 生徒から事実関係の聴取を行う。個人情報の取扱いに留意する。
- イ 複数の教員による家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を正確に伝える。
- ウ 生徒や保護者に対して、徹底して守り通すことや秘密を守ること、学校の指導方針等を伝えて不安を除去する。
- エ 複数の教員の協力の下、生徒の見守りを行い、生徒の安全を確保する。
- オ 生徒にとって信頼できる人と連携し、生徒に寄り添える支援体制をつくる。
- カ 生徒が安心して学習その他の活動に取り組めるように必要に応じて、いじめた生徒を別室において指導し、状況に応じて出席停止制度を活用する。
- キ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家の協力を得る。
- ク 解決したと思われても、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な支援を長期的に行う。
- ケ 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供す

(4) 加害生徒やその保護者への助言

- ア 生徒から事実関係を聴取する。
- イ 事実関係を聴取したら、迅速に保護者へ連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるように保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ウ 生徒へは、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- エ いじめの背景にも目を向け、生徒の健全な人格の発達に配慮する。
- オ 生徒の個人情報やプライバシーには十分留意して以後の対応を行う。
- カ 心理的な孤立感・疎外感を与えないよう、一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導や出席停止、警察との連携による措置も含めて、毅然とした対応を行う。
- キ 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家の協力を得て、組織的にいじめを止めさせ、その再発を防止する措置をとる。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ア いじめを見ていた生徒へも、自分の問題として捉えさせる。
- イ いじめを止めることができなくても、誰かに知らせる勇気を持たせる。
- ウ 同調した生徒へは、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- エ 学級全体で話し合う等、いじめは絶対許されない行為であり、根絶させようという態度を行き渡らせるようにする。
- オ 謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒と加害生徒、他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって解決と見なす。

(6) SNS上のいじめへの対応

- ア SNS上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。
- イ プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。
- ウ 必要に応じて法務局または地方法務局の協力を求める。
- エ 生命、身体、財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- オ 教育相談や生徒の会話等の情報からSNS上のトラブルの早期発見に努める。
- カ 学校における情報モラル教育を進めるとともに保護者においてもこれらについて理解を求めていく。
- キ 法務局または地方法務局におけるSNS上の人権侵害情報に関する相談の受付を周知する。

(7) 重大事態への対応

- ア 伊予市教育委員会へ事態発生について報告する。
- イ 教育委員会の指導の下、組織を置いて調査を行い、事実関係を明確にする。
いつから、どこで、誰から、どのように、いじめの背景事情、生徒の人間関係、学校・教職員の対応について確認する。
 - ① いじめられた生徒から十分に聴き取る。
調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明をする。
 - ② 在籍生徒や教職員に対する質問調査や聞き取り調査を行う。
 - ③ 調査による事実確認と、いじめた生徒への指導を行う。
 - ④ 調査資料の再分析、必要に応じて新たな調査を行う。
 - ⑤ 生徒・保護者へ、事実関係等その他の必要な情報を、適時・適切な方法で経過報告する。
 - ⑥ いじめられた生徒・保護者のケアと落ち着いた学校生活を取り戻す支援を行うとともに、予断のない情報発信を行う。
- ウ 学校は、関係機関に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

7 教職員の資質能力向上のための校内研修

双海中学校いじめ防止基本方針の策定に関わる法律等の研修資料において、全教職員の共通理解を図る。また、生徒指導上の諸問題に関する校内研修を年間計画に位置づけ、教職員の資質能力の向上を図る。

いじめの対応に係る資質能力向上を図る取組を推進するために、伊予市いじめ STOP 愛顔の子ども会議への参加を有効に生かす。

8 教育相談体制

定期に実施する学校生活を明るくするアンケート、ジブンミカタプログラムを基にした「教育相談」において、学級担任または学級担任以外の教員が生徒一人一人と面談する時間を確保する。また、機をとらえて教育相談等を実施し、日頃から生徒が安心して相談できる温かな雰囲気づくりに努める。

学級担任、養護教諭、伊予市教育相談員、スクールカウンセラー等との連携による教育相談の充実を図る。また、24時間電話相談「いじめ相談ダイヤル24」等の周知徹底に努める。